

議案第1号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の1の2の項中「若しくは第3項」を削り、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の1の3の項中「若しくは第3項」を削り、同項の次に次のように加える。

3の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び5の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明	1件 400円	発行申請のとき
---	---------	---------

<p>書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
---	--	--

別表の1の4の項中「若しくは第3項」を削り、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表の1の5の項中「若しくは第3項」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>5の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する</p>	<p>1件 700円</p>	<p>発行申請のとき</p>
--	----------------	----------------

<p>方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
---	--	--

別表の1の6の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明」を加え、同表の1の7の項中「の閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、同表の2の1の項(2)イ中(カ)及び(キ)を削り、同項(2)ウ中(カ)及び(キ)を削り、同項(3)中カ及びキを削り、同表の2の2の項(2)ウ中(カ)及び(キ)を削り、同項(2)エ中(カ)及び(キ)を削り、同項(3)中カ及びキを削り、同表の2の3の項(2)イ中(カ)及び(キ)を削り、同項(2)ウ中(カ)及び(キ)を削り、同項(3)中カ及びキを削り、同表の2の4の項(2)ウ中(カ)及び(キ)を削り、同項(2)エ中(カ)及び(キ)を削り、同項(3)中カ及びキを削り、同表の3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改め、同表の3の1の項から8の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の3の9の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の3の備考4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表の3の備考6及び7中「建築物のエネルギー消費性能の向

上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の3の備考8中「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の3の備考9及び10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表の1の改正規定（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める部分に限る。）及び同表の3の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（説明） 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行されることに伴い、戸籍証明書の広域交付等に係る手数料を追加するとともに、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和5年3月東京都条例第16号）が施行されることに伴い、延べ面積が1万平方メートルを超える建築物の低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料を廃止し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。